

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4732257号
(P4732257)

(45) 発行日 平成23年7月27日(2011.7.27)

(24) 登録日 平成23年4月28日(2011.4.28)

(51) Int.Cl.

F 1

H04L 12/44 (2006.01)
H04L 12/46 (2006.01)H04L 12/44
H04L 12/46Z
Z

請求項の数 10 (全 35 頁)

(21) 出願番号 特願2006-187903 (P2006-187903)
 (22) 出願日 平成18年7月7日 (2006.7.7)
 (65) 公開番号 特開2008-17278 (P2008-17278A)
 (43) 公開日 平成20年1月24日 (2008.1.24)
 審査請求日 平成21年4月9日 (2009.4.9)

(73) 特許権者 000005223
 富士通株式会社
 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番
 1号
 (74) 代理人 100094514
 弁理士 林 恒徳
 (74) 代理人 100094525
 弁理士 土井 健二
 (72) 発明者 的場 一峰
 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番
 1号 富士通株式会社内
 審査官 田畠 利幸

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 中継装置、経路制御方法、及び経路制御プログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続された中継装置において、

前記端末ごとに、前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを保持するアドレス対応保持部と、

前記端末から前記仮想MACアドレスの取得を求める第1のARPリクエストフレームを受信したときに、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを前記アドレス対応保持部から読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答する代理応答部と、

前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答するMACアドレス変換部と、

を備えることを特徴とする中継装置。

【請求項 2】

更に、前記レイヤ2スイッチを介して接続された前記端末の全てに対して、第2のARPリクエストフレームを定期的に送信し、前記第2のARPリクエストフレームに対する応答フレームにより、前記端末のIPアドレスとMACアドレスの対応を収集するアドレス収集部と、

収集された前記IPアドレスと前記MACアドレスに対して、前記仮想MACアドレス

10

20

を割り当てる仮想MACアドレス生成部とを備え、

前記仮想MACアドレス生成部は、割り当てた前記仮想MACアドレスと、前記IPアドレス、及び前記MACアドレスを前記アドレス対応保持部に登録することを特徴とする請求項1記載の中継装置。

【請求項3】

更に、前記端末から送信された第3のフレームを受信し、前記第3のフレームから前記端末のIPアドレスとMACアドレスの対応を収集するアドレス収集部と、

収集された前記IPアドレスと前記MACアドレスに対して、前記仮想MACアドレスを割り当てる仮想MACアドレス生成部とを備え、

前記仮想MACアドレス生成部は、割り当てた前記仮想MACアドレスと、前記IPアドレス、及び前記MACアドレスを前記アドレス対応保持部に登録することを特徴とする請求項1記載の中継装置。 10

【請求項4】

更に、接続先の物理ポート情報を保持する端末接続ポート保持部を備え、

前記代理応答部は、前記第1のARPリクエストフレームを受信したとき、前記物理ポート情報に基づいて同一物理ポート配下の通信と判断したときは前記仮想MACアドレスを応答し、別物理ポート配下の通信と判断したときは前記実MACアドレスを応答することを特徴とする請求項1記載の中継装置。

【請求項5】

更に、前記中継装置のアドレスとは異なる送信元アドレスで第3のARPリクエストフレームを送信する非対応端末検出部を備え、 20

前記非対応端末検出部は、前記第3のARPリクエストフレームに対する応答フレームに基づいて、前記第3のARPリクエストフレームを送信した前記端末が、前記中継装置を送信元アドレスとした前記第1のARPリクエストフレームのみ応答する対応端末か否か、を特定することを特徴とする請求項1記載の中継装置。

【請求項6】

更に、前記端末から送信された、送信元と宛て先のIPアドレスが同一の第4のARPリクエストフレームを受信したとき、前記IPアドレスの重複を判断する応答判断部を備え、

前記応答代理部は、前記応答判断部の判断結果に応じて前記第4のARPリクエストフレームに対して応答する又は応答しないことを特徴とする請求項1記載の中継装置。 30

【請求項7】

更に、前記端末間で送受信される前記第1のフレームのログを採取するログ採取部を備えることを特徴とする請求項1記載の中継装置。

【請求項8】

中継装置の同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続されたネットワークシステムにおいて、

前記中継装置には、

前記端末ごとに、前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを保持するアドレス対応保持部と、 40

前記端末から前記仮想MACアドレスの取得を求める第1のARPリクエストフレームを受信したときに、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを前記アドレス対応保持部から読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答する代理応答部と、

前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答するMACアドレス変換部とを備え、

前記端末には、前記中継装置からの応答フレームに対してのみ応答する応答制御部を備える、 50

ことを特徴とするネットワークシステム。

【請求項 9】

同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続された中継装置に対する経路制御方法において、

前記端末から第1のARPリプライフレームを受信し、

前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを前記端末ごとに保持するアドレス対応保持部から、受信した前記第1のARPリプライフレームに基づいて、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答し、

前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答する、

ことを特徴とする経路制御方法。

【請求項 10】

同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続された中継装置に対する経路制御プログラムにおいて、

前記端末から第1のARPリプライフレームを受信する処理と、

前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを前記端末ごとに保持するアドレス対応保持部から、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答する処理と、

前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答する処理と、

をコンピュータに実行させることを特徴とする経路制御プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、LANの経路制御を行う中継装置、経路制御方法、及び経路制御プログラムに関する。詳しくは、ログ採取を含めて、セキュリティの向上を実現した中継装置等に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、ネットワーク内において、ウィルスやワーム等による企業内の情報資源の損害が問題となっている。その対策の一つとしてセキュリティ機能を有するスイッチやルータを導入するケースが増加している。

【0003】

このようなセキュリティスイッチには、自身を通過するトラフィックを常時監視し、DoS(Denial of Service attack)攻撃や、ワームの感染活動等、異常なトラフィックパターンを検知すると、そのトラフィックのフレームを廃棄して、被害の拡大を防ぐ機能を有している。

【0004】

通常のフロアLANは、低機能のスイッチングハブやリピータハブにより、複数の端末が接続された形態が殆どである。このようなフロアLANに、セキュリティスイッチを接続するには、ネットワーク機器構成に影響を与えないようにするため、フロアLANとバックボーンLANの境界点に設置するのが通常である。

【0005】

図24(A)は、フロアLANにセキュリティスイッチを設けた場合の構成例を

10

20

30

40

50

示す図である。

【0006】

セキュリティスイッチ200は、バックボーンLANとフロアLANの間に設けられ、その配下に、レイヤ2スイッチ(L2SW)210、220が配置される。各レイヤ2スイッチ210、220には、クライアント端末A230及びクライアント端末B240が夫々接続される。この場合、端末A230及び端末B240は、同一フロア内に配置される。

【0007】

このように構成されたネットワーク構成で、端末A230と端末B240との間で通信を行う場合に、まず、ARP(Address Resolution Protocol)と呼ばれるアドレス解決プロトコルを用いてアドレスの取得動作を行う。10

【0008】

図24(A)に示すように、(1)端末A230は、端末B240のIPアドレスを含むARPリクエストフレームをブロードキャストで送信し、(2)端末B240は、このARPリクエストフレームに対して、自身のMAC(Media Access Control address)アドレスを含むARPリプライフレームを端末Aに対して送信する。

【0009】

この動作により、端末A230は端末B240のMACアドレスを取得する。その後、端末A230は、通信用のフレームを、端末B240のMACアドレス宛てに送信することができる(図24(B)参照)。このとき、レイヤ2スイッチ210、220は、このMACアドレスを検索キーにして、自身で保持する学習テーブルを検索して、宛て先物理ポート(端末B240の接続された物理ポート)に対してフレームを送信する。そして、端末B240は、受信フレームが自身のMACアドレスのためフレームの受信処理を行う。20

【0010】

また、このような従来技術としては、例えば、宅側ポートに対応するダミーMACアドレスを記憶したテーブルを備え、宅側ポートから受信したフレームの宛て先MACアドレスがダミーMACアドレスであれば、そのフレームの宛て先MACアドレスを、そのダミーMACアドレスに対応する他の宅側ポートに接続されたノードのMACアドレスに置き換えて、フレームの中継を行うようにしたスイッチングハブが開示されている(例えば、以下の特許文献1)。30

【特許文献1】特開2003-318934号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0011】

しかしながら、図24(A)及び同図(B)に示すように、同一フロア内の端末間通信では、レイヤ2スイッチ210、220のみでフレームの転送が行われる。従って、セキュリティスイッチ200にフレームが転送されないため、セキュリティスイッチ200によるセキュリティの監視を行うことができない。

【0012】

このような場合、例えば、ワームに感染した端末を接続すると、ワームの感染フレームがフロア内に拡散し、同一フロア内の全端末がワーム感染の被害を受ける事態が発生する。40

【0013】

また、特許文献1では、異なる物理ポートに接続されたノード間では、その転送されるフレームがスイッチングハブ101を経由するため問題は発生しないが、同一ポートの複数のノード113、114間のみで通信が行われる場合、フレームがスイッチングハブ101を経由しないことになり、同様にセキュリティの監視を行うことができない問題が発生する。

【0014】

10

20

30

40

50

一方、図24(A)でレイヤ2スイッチ210、220にセキュリティ機能を持たせるようすれば、上述の問題を回避することも考えられる。しかし、レイヤ2スイッチ210、220にそのような機能を持たせると、却ってコストアップや工数の増大を招く。従って、できるだけ、既存のネットワーク構成を変えずにセキュリティの向上を図ることが望まれる。

【0015】

上述した例は、いずれもセキュリティについて述べたが、全く同様の理由により、端末230、240間のみで通信が行われる場合、セキュリティスイッチ200は通信のログを採取することができない。

【0016】

そこで、本発明は、上記問題点に鑑みてなされたもので、その目的は、既存のネットワーク構成を変えることなく、フロアLAN内の端末に対して、ログの採取を含めて、セキュリティの向上を実現した中継装置や、経路制御方法、及び経路制御プログラムを提供することにある。

10

【課題を解決するための手段】

【0017】

上記目的を達成するために、本発明の一実施態様によれば、同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続された中継装置において、前記端末ごとに、前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを保持するアドレス対応保持部と、前記端末から前記仮想MACアドレスの取得を求める第1のARPリクエストフレームを受信したときに、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを前記アドレス対応保持部から読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答する代理応答部と、前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答するMACアドレス変換部とを備えることを特徴とする。

20

【0018】

また、上記目的を達成するために、本発明の他の実施態様によれば、中継装置の同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続されたネットワークシステムにおいて、前記中継装置には、前記端末ごとに、前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを保持するアドレス対応保持部と、前記端末から前記仮想MACアドレスの取得を求める第1のARPリクエストフレームを受信したときに、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを前記アドレス対応保持部から読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答する代理応答部と、前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答するMACアドレス変換部とを備え、前記端末には、前記中継装置からの応答フレームに対してのみ応答する応答制御部を備える、ことを特徴とする。

30

【0019】

更に、上記目的を達成するために、本発明の他の実施態様によれば、同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続された中継装置に対する経路制御方法において、前記端末から第1のARPリプライフレームを受信し、前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを前記端末ごとに保持するアドレス対応保持部から、受信した前記第1のARPリプライフレームに基づいて、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答し、前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記端末には、前記中継装置からの応答フレームに対してのみ応答する応答制御部を備える、ことを特徴とする。

40

50

記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答することを特徴とする。

【0020】

更に、上記目的を達成するために、本発明の他の実施態様によれば、同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続された中継装置に対する経路制御プログラムにおいて、前記端末から第1のARPリプライフレームを受信する処理と、前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを前記端末ごとに保持するアドレス対応保持部から、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答する処理と、前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答する処理とをコンピュータに実行させることを特徴とする。
10

【発明の効果】

【0021】

本発明によれば、既存のネットワーク構成を変えることなく、フロアLAN内の端末に対して、ログ採取を含めて、セキュリティの向上を実現した中継装置や、経路制御方法、及び経路制御プログラムを提供することができる。
20

【発明を実施するための最良の形態】

【0022】

以下、図面を参照して本発明を実施するための最良の形態を説明する。

【実施例1】

【0023】

まず、実施例1について説明する。図1は、本実施例1におけるネットワーク構成例を示す図である。

【0024】

セキュリティスイッチ10は、フロアLAN100とバックボーンLANとの間に配置され、その配下にレイヤ2スイッチC(L2SW_C)30が設けられている。また、レイヤ2スイッチC30には、レイヤ2スイッチD(L2SW_D)40が接続される。各レイヤ2スイッチC30、D40には、それぞれクライアント端末A50、B60が接続される。
30

【0025】

各装置に対するIPアドレスとMACアドレスは、図1に示すように割り当てられているものとする。

【0026】

図2は、セキュリティスイッチ10とクライアント端末B60の構成例を示す図である。セキュリティスイッチ10は、フレーム送受信部11と、セキュリティチェック部12と、MACアドレス変換部13と、アドレス対応保持部14と、アドレス収集部15と、仮想MACアドレス生成部16、及びARP代理応答部17を備える。
40

【0027】

フレーム送受信部11は、レイヤ2スイッチC30から種々のフレームを受信する。フレームがARPリプライフレームのときは、当該フレームをアドレス収集部15に出力する。フレームがARPリクエストフレームのときは当該フレームをARP代理応答部17に出力する。それ以外のフレームは、セキュリティチェック部12や、必要に応じバックボーンLAN110に出力する。

【0028】

このようなフレームの種別の識別は、以下のようにして行う。即ち、通常、図1に示すネットワーク内にはMACフレームと呼ばれるフレームが送受信される。図3は、このよ
50

うなMACフレームの構成例を示す図である。MACフレームには、ペイロードフィールドに「ARP」プロトコルのパケットデータが含まれているか否かを示すフィールド301がある。このフィールドを確認することで、フレームがARPフレームかそれ以外のフレームかを判別できる。

【0029】

また、ペイロードフィールドに格納されたARPパケットデータ中に、「リプライ」か「リクエスト」か、を示す動作コードフィールド302があり、このフィールドを確認することで、フレームがARPリプライフレームかARPリクエストフレームかを判別できる。

【0030】

また、フレーム送受信部11は、MACアドレス変換部13からの送信フレームと、アドレス収集部15からのARPリクエストフレーム、及びARP代理応答部17からのARPリプライフレームを、夫々レイヤ2スイッチC30に出力する。

【0031】

セキュリティチェック部12は、受信フレーム、つまりARPフレーム以外のすべてのフレームに対してセキュリティチェックを行う。

【0032】

セキュリティチェックは、例えば、フレーム中のMACアドレスの送信元アドレスに“FF・”など、本来使用されない値が含まれるか否か、時間あたりの受信フレーム数をカウントし、それが閾値を超えるか否か（所謂、DoS攻撃が行われているか否か）等により、チェックを行う。セキュリティチェック部12は、正常ではない受信フレームに対して、例えば廃棄する等の処理を行う。正常な受信フレームは、後段のMACアドレス変換部13に出力する。

【0033】

MACアドレス変換部13は、受信フレームから送信元MACアドレスと宛て先MACアドレスとを抽出し、アドレス対応保持部14を検索して、受信フレーム中の仮想MACアドレスを実MACアドレスに、実MACアドレスを仮想MACアドレスに変換する。変換後のフレームを送信フレームとしてフレーム送受信部11に出力する。仮想MACアドレスを含め詳細は後述する。

【0034】

アドレス対応保持部14は、IPアドレス、実MACアドレス、仮想MACアドレスを1エントリとするテーブルを保持する。

【0035】

アドレス収集部15は、例えば、タイム割り込み等を契機にフロアLAN100の所属するサブネット（10.0.0.0/24：即ち、フロアLAN100内の全装置）内の各アドレスに、定期的にARPリクエストフレームを生成し、フレーム送受信部11に出力する。また、アドレス収集部15は、フレーム送受信部11からのARPリプライフレームに対して、IPアドレスと実MACアドレスと抽出し、それらを仮想MACアドレス生成部16に出力する。

【0036】

フレーム送受信部11からのARPリプライフレームは、ARPリクエストフレームに対する応答フレームであり、各端末A50、B60から送信される。

【0037】

仮想MACアドレス生成部16は、アドレス収集部15からのIPアドレスと実MACアドレスとをキーにして、アドレス対応保持部14を検索する。

【0038】

この2つのアドレスの組がアドレス対応保持部14に登録されていない場合、仮想MACアドレス生成部16は、収集したアドレスに対して仮想的なMACアドレス（仮想MACアドレス）を生成し、この仮想MACアドレスを含め、3つのアドレスの組を1エントリとしてアドレス対応保持部14に格納する。

10

20

30

40

50

【0039】

ARP代理応答部17は、フレーム送受信部11からARPリクエストフレームを受け取ると、宛て先IPアドレスをキーにして、アドレス対応保持部14を検索する。

【0040】

該当するIPアドレスがあれば、エントリ内の仮想MACアドレスを読み出して、送信元MACアドレスを仮想MACアドレスにしたARPリプライフレームを生成し、フレーム送受信部11に出力する。

【0041】

フレーム送受信部11からのARPリクエストフレームは、各端末A50、B60から仮想MACアドレス取得のために送信されたフレームであり、応答フレーム（ARPリプライフレーム）に仮想MACアドレスを格納することで、各端末A50、B60は仮想MACアドレスを取得できる。
10

【0042】

クライアント端末B60には、端末側フレーム送受信部61とARP応答制御部62とを備える。

【0043】

端末側フレーム送受信部61は、フロアLAN100からフレームを受信し、自装置宛てのARPリクエストフレームを受信したとき、当該フレームをARP応答制御部62に出力する。自装置宛てでないと、当該フレームを廃棄する。また、端末側フレーム送受信部61は、ARP応答制御部62からARPリプライフレームを受け取り、当該フレームをフロアLAN100に送信する。
20

【0044】

ARP応答制御部62は、ARPリクエストフレームを受け取ると、送信元IPアドレスがセキュリティスイッチ10のIPアドレス（「10.0.0.1」）のみARPリプライフレームを生成し、端末側フレーム送受信部61に出力する。送信元がセキュリティスイッチ10からのARPリクエストフレームでないとき、ARP応答制御部62は、当該フレームを廃棄する。IPアドレスに代え、セキュリティスイッチ10のMACアドレス（「00:11:11:11:11:01」）をチェックするようにしてもよい。

【0045】

また、クライアント端末B60には、ARPテーブルを備える。ARP応答制御部62により、端末A50からARPリプライフレームを受信するごと、端末A50のMACアドレス（仮想MACアドレス又は実MACアドレス）と端末A50のIPアドレスを組としたエントリをARPテーブルに追加する。
30

【0046】

このARPテーブルに基づいて、端末B60は端末A50の仮想MACアドレスを用いてフレームの送受信を行うことができる。

【0047】

尚、クライアント端末A50も同様に端末側フレーム送受信部とARP応答制御部を備える。

【0048】

更に、レイヤ2スイッチC30とレイヤ2スイッチD40には、MACアドレス（仮想MACアドレス又は実MACアドレス）と出力ポートの組である学習テーブルを備える。レイヤ2スイッチC30、D40では、入力されたフレームに対して、送信元MACアドレスと接続ポート先とから学習テーブルのエントリを追加することになる。
40

【0049】

このように構成されたセキュリティスイッチ10等の動作について以下説明する。図4はセキュリティスイッチ10におけるフローチャートの例、図5は端末A50、B60におけるフローチャートの例である。

【0050】

以下に示す例では、端末A50から端末B60に対して通信を行う場合で説明する。尚
50

、端末A50、B60のARPテーブルと、レイヤ2スイッチC30、D40の学習テーブルにはエントリが登録されていないものとする。

【0051】

全体の動作は、(1)セキュリティスイッチ10によるアドレス収集(仮想MACアドレスの生成)、(2)端末A50の端末B60に対するアドレスの解決(生成した仮想MACアドレスの取得)、(3)端末A50が端末B60にフレーム送信(取得した仮想MACアドレスに基づいてフレームの送信)、の3つのフェーズに分かれる。それについて説明する。

【0052】

(フェーズ1)セキュリティスイッチ10によりアドレス収集 10

まず、セキュリティスイッチ10のアドレス収集部15は、タイマ割り込み(S30)を契機に、収集先のIPアドレスを決定する(S31)。ここでは、端末A50のIPアドレスを対象とする。

【0053】

そして、アドレス収集部15は、端末A50宛てにARPリクエストフレームを生成する(S32)。ARPリクエストフレームは、送信元MACアドレスを「00:11:11:11:11:01」(セキュリティスイッチ10のMACアドレス)、送信元IPアドレスを「10.0.0.1」(セキュリティスイッチ10のIPアドレス)、宛て先MACアドレスを「FF:FF:FF:FF:FF:FF」(ブロードキャスト送信)、宛て先IPアドレスを「10.0.0.2」(端末A50のIPアドレス)とする。アドレス収集部15は、生成したARPリクエストフレームを、フレーム送受信部11に出力する。 20

【0054】

フレーム送受信部11は、このARPリクエストフレームをフロアLAN100側に送信する。

【0055】

レイヤ2スイッチC30は、当該フレームを受信すると、学習テーブルにMACアドレス(送信元であるセキュリティスイッチ10のMACアドレス「00:11:11:11:11:01」)と接続ポート(図1に示すように、「Port2」)を登録する。また、当該フレームの宛て先MACアドレスがブロードキャストアドレスのため、レイヤ2スイッチC30は全ポート(レイヤ2スイッチC30の「Port1」及び「Port3」)に対して当該フレームを送信する。 30

【0056】

レイヤ2スイッチD40が、上記ARPリクエストフレームを受信すると、学習テーブルに、MACアドレス(送信元であるセキュリティスイッチ10のMACアドレス「00:11:11:11:11:01」)と接続ポート(レイヤ2スイッチD40の「Port1」)とを登録する。また、当該フレームの宛て先MACアドレスがブロードキャストアドレスのため、レイヤ2スイッチD40は、全ポート(レイヤ2スイッチの「Port2」)に当該フレームを送信する。

【0057】

端末B60(の端末側フレーム送受信部61)は、上記ARPフレームを受信する(図5のS40)と、宛て先IPアドレスが端末A50のIPアドレスであり、自身のIPアドレス宛てのARPリクエストフレームではないため(S41で「N」)、当該フレームを廃棄する(S47)。 40

【0058】

一方、端末A50は、上記ARPフレームを受信する(S40)と、自身のIPアドレス宛てのARPリクエストフレームのため(S41で「Y」、S42で「N」)、端末側フレーム送受信部は当該フレームをARP応答制御部に転送する。

【0059】

ARP応答制御部は、当該フレームの送信元はセキュリティスイッチ10のため(S44で「Y」)、ARPリプライフレームを生成する(S45)。そして、端末側フレーム 50

送受信部は当該フレームを送信する（S46）。

【0060】

このARPリプライフレームは、送信元MACアドレスを「00:11:11:11:11:02」（端末A50のIPアドレス）、送信元IPアドレスを「10.0.0.2」（端末A50のIPアドレス）、宛て先MACアドレスを「00:11:11:11:11:01」（セキュリティスイッチ10のMACアドレス）、宛て先IPアドレスを「10.0.0.1」（セキュリティスイッチ10のIPアドレス）としたフレームである。

【0061】

このARPリプライフレームを受信したレイヤ2スイッチC30は、当該フレームから、MACアドレス（送信元である端末A50のMACアドレス「00:11:11:11:11:02」）と接続ポート（「Port1」）とを学習テーブルに登録する。レイヤ2スイッチC30は、宛て先MACアドレス（セキュリティスイッチ10のMACアドレス）の接続するポート（「Port2」）に対して、当該フレームを送信する。10

【0062】

セキュリティスイッチ10のフレーム送受信部11は、このフレームを受信する（S10）と、自装置宛てのARPリプライフレームか否かを判断する（S11）。この場合、自装置宛てのARPリプライフレームのため（S11で「Y」）、当該フレームをアドレス収集部15に出力する。

【0063】

アドレス収集部15は、ARPリプライフレームの送信元IPアドレス（端末A50のIPアドレス「10.0.0.2」）と送信元MACアドレス（端末A50のMACアドレス「00:11:11:11:11:02」）とを仮想MACアドレス生成部16に出力する。20

【0064】

仮想MACアドレス生成部16は、送信元IPアドレスと送信元MACアドレス（或いは、どちらか一方）をキーにしてアドレス対応保持部14を検索し（S12）、登録済みか否か判断する（S13）。

【0065】

この場合、該当するエントリはみつからない（S13で「N」）ため、仮想MACアドレス生成部16は、仮想MACアドレスを生成する（S14）。

【0066】

仮想MACアドレスは、実MACアドレス（この場合、送信元である端末A50のMACアドレス「00:11:11:11:11:02」）を基にして生成される。仮想MACアドレスの生成ルールとして、例えば、ARPリプライフレーム（MACフレーム）のMACヘッダのG/L（Global/Local）ビット（MACアドレスの第1オクテットの下位2ビット目）を「1」にする。

【0067】

この例では、MACアドレスの第1オクテット「00」は、「16進」のため、「2進」に直すと「0000 0000」であり、下位2ビット目を「1」にすると「0000 0010」となる。これを元の「16進」に直すと、第1オクテットは「00」から「02」となり、仮想MACアドレス「02:11:11:11:11:02」となる。40

【0068】

勿論、普段使用されない値を用いることにより仮想MACアドレスを生成するようにしてもよい。

【0069】

これにより、セキュリティスイッチ10では、MACアドレスのG/Lビットが「1」の場合、全て仮想MACアドレスと判断することができる。

【0070】

仮想MACアドレス生成部16は、生成した仮想MACアドレス（端末A50の仮想MACアドレス「02:11:11:11:11:02」）と、IPアドレス（端末A50のIPアドレス「10.0.0.2」）、及び実MACアドレス（端末A50のMACアドレス「00:11:11:11:11:02」）50

」)を一つのエントリとしてアドレス対応保持部14に登録する(S15)。

【0071】

上記と同様の手順により、セキュリティスイッチ10は、端末B60の仮想MACアドレス(「02:11:11:11:11:03」)と、IPアドレス(「10.0.0.3」)、及び実MACアドレス(「00:11:11:11:11:03」)をアドレス対応保持部14に登録する。

【0072】

アドレス対応保持部14に登録されたテーブルの例を図6(A)に示す。

【0073】

(フェーズ2)端末A50の端末B60に対するアドレス解決

次に、端末A50が端末B60のアドレス解決(生成した仮想MACアドレスの取得)10を行うフェーズについて説明する。

【0074】

まず、端末A50は、セキュリティスイッチ10に対してARPリクエストフレームを送信する。このARPリクエストフレームの送信元MACアドレスは「00:11:11:11:11:02」(端末A50のMACアドレス)、送信元IPアドレスは「10.0.0.2」(端末A50のIPアドレス)、宛て先MACアドレスは「FF:FF:FF:FF:FF:FF」(ブロードキャストアドレス)、宛て先IPアドレスは「10.0.0.3」(端末B60のIPアドレス)である。

【0075】

レイヤ2スイッチC30がARPリクエストフレームを受信すると、宛て先MACアドレスがブロードキャストアドレスを示しているため、全ポートに対して当該フレームを送信する。20

【0076】

レイヤ2スイッチD40がARPリクエストフレームを受信すると、学習テーブルに、送信元MACアドレス(端末A50のMACアドレス「00:11:11:11:11:02」)と接続ポート(「Port1」)とを登録する。また、レイヤ2スイッチD40は、宛て先MACアドレスがブロードキャストアドレスのため、当該フレームを全ポートに送信する。

【0077】

端末B60は、このARPリクエストフレームを受信すると(S40)、当該フレームをARP応答制御部62に出力する(S41で「Y」、S42で「Y」)。尚、端末側フレーム送受信部61は受信フレームがARPリクエストフレームか否かを判断している(S42)が、これは、上述したセキュリティスイッチ10のフレーム送受信部11と同様に、フレーム内の各フィールド301、302(図3参照)により判断する。30

【0078】

ARP応答制御部62は、送信元IPアドレスが端末A50のアドレスのため(S44で「N」)、当該フレームを廃棄し(S47)、応答フレームを作成しない。

【0079】

本実施例1において、各端末A50、B60では、送信元がセキュリティスイッチ10であるARPリクエストフレームを受信したときのみ応答フレーム(APRリプライフレーム)を作成し、それ以外のフレームを受信したときは、当該フレームを破棄する機能を備える。40

【0080】

一方、セキュリティスイッチ10のフレーム送受信部11は、端末A50からのARPリクエストフレームを受信すると(S10、S11で「N」、S20で「Y」)、当該フレームをARP代理応答部17に転送する(S21)。

【0081】

ARP代理応答部17は、ARPリクエストフレームの宛て先IPアドレス(端末B60のIPアドレス「10.0.0.3」)をキーにしてアドレス対応保持部14を検索する(S22)。この例では、(フェーズ1)にて該当するエントリが登録されている(S23で「Y」)。尚、登録されていない場合(S23で「N」)、(フェーズ1)において仮想MACアドレスが生成されていないため、受信したARPリクエストフレームを破棄する(50

S 1 6)。

【 0 0 8 2 】

A R P 代理応答部 1 7 は、アドレス対応保持部 1 4 から、対応する仮想 M A C アドレス（端末 B 6 0 の仮想 M A C アドレス「02:11:11:11:11:03」）を取得する。そして、A R P リクエストフレームに対するA R P リプライフレームを作成する（S 2 4 ）。

【 0 0 8 3 】

A R P リプライフレームの送信元 M A C アドレスは、「02:11:11:11:11:03」（端末 B 6 0 の仮想 M A C アドレス）、送信元 I P アドレスは「10.0.0.3」（端末 B 6 0 の I P アドレス）、宛て先 M A C アドレスは「00:11:11:11:11:02」（端末 A 5 0 の M A C アドレス）、宛て先 I P アドレスは「10.0.0.2」（端末 A 5 0 の I P アドレス）である。 10

【 0 0 8 4 】

生成されたA R P リプライフレームは、送信先物理ポートが決定され（S 1 7 ）、当該ポートから、フロア L A N 1 0 0 側に送信される（S 1 8 ）。

【 0 0 8 5 】

レイヤ 2 スイッチ C 3 0 は、このA R P リプライフレームを受信すると、学習テーブルに、送信元 M A C アドレス（端末 B 6 0 の仮想 M A C アドレス「02:11:11:11:11:03」）と、接続ポート（「Port2」）を登録する。また、レイヤ 2 スイッチ C 3 0 は、学習テーブルを参照し、宛て先 M A C アドレス（「00:11:11:11:11:02」端末 A 5 0 の M A C アドレス）の接続するポート（「Port2」）に当該フレームを送信する。 20

【 0 0 8 6 】

端末 A 5 0 は、A R P リプライフレームを受信して、端末 B 6 0 の仮想 M A C アドレス（「02:11:11:11:11:03」）を取得する（S 4 0 、S 4 1 で「Y」、S 4 2 で「N」、S 4 3 ）。

【 0 0 8 7 】

尚、端末 B 6 0 もA R P リクエストフレームをセキュリティスイッチ 1 0 に送信し、その応答フレームであるA R P リプライフレームから、端末 A 5 0 の仮想 M A C アドレスを取得できる。

【 0 0 8 8 】

（フェーズ 3 ）端末 A 5 0 が端末 B 6 0 にフレームを送信する

次に、端末 A 5 0 が、取得した仮想 M A C アドレスに基づいて、フレームを端末 B 6 0 に送信するフェーズについて説明する。 30

【 0 0 8 9 】

端末 A 5 0 は、端末 B 6 0 宛てにフレームを送信する。このフレームの送信元 M A C アドレスは、「00:11:11:11:11:02」（端末 A 5 0 の M A C アドレス）、送信元 I P アドレスは「10.0.0.2」（端末 A 5 0 の I P アドレス）、宛て先 M A C アドレスは「02:11:11:11:11:03」（端末 B 6 0 の仮想 M A C アドレス）、宛て先 I P アドレスは「10.0.0.3」（端末 B 6 0 の I P アドレス）である。

【 0 0 9 0 】

レイヤ 2 スイッチ C 3 0 は、このフレームを受信すると、学習テーブルを参照して、宛て先 M A C アドレス（端末 B 6 0 の仮想 M A C アドレス「02:11:11:11:11:03」）の接続するポート（「Port2」）に当該フレームを送信する。このエントリは、フェーズ 2 で作成されたものである。 40

【 0 0 9 1 】

セキュリティスイッチ 1 0 のフレーム送受信部 1 1 がこのフレームを受信すると（S 1 0 、S 2 0 で「N」）、当該フレームをセキュリティチェック部 1 2 に出力する。

【 0 0 9 2 】

セキュリティチェック部 1 2 は、受信フレームのセキュリティをチェックし（S 2 5 ）、当該フレームを M A C アドレス変換部 1 3 に出力する（S 2 5 で「Y」）。

【 0 0 9 3 】

尚、セキュリティチェック部 1 2 は受信フレームのセキュリティをチェックした結果、 50

問題が発生しているときは、当該フレームを廃棄する（S27）。ワームやDOS攻撃等の問題が発生しているため、フロアLAN100内の装置への感染を防ぐためである。

【0094】

また、セキュリティチェック部12は、当該フレームを廃棄するかわりに、問題が発生したことを見た情報を表示部に表示させたり、ログを取る等の処理を行ってもよい。

【0095】

MACアドレス変換部13は、送信元MACアドレス（端末A50のMACアドレス「00:11:11:11:11:02」）をキーにして、アドレス対応保持部14を検索し、仮想MACアドレス（端末A50の仮想MACアドレス「02:11:11:11:11:02」、フェーズ1で生成）を取得する（S26で「Y」、S28）。

10

【0096】

そして、MACアドレス変換部13は、受信フレームの送信元MACアドレスを、取得した仮想MACアドレスに書き換える（S29）。

【0097】

また、MACアドレス変換部13は、受信フレーム内の宛て先MACアドレス（端末B60の仮想MACアドレス「02:11:11:11:11:03」）をキーにして、アドレス対応保持部14を検索し（S28）、実MACアドレス（端末B60の実MACアドレス「00:11:11:11:11:03」）を取得する。そして、受信フレームの宛て先MACアドレス（仮想MACアドレス）を、取得した実MACアドレスに書き換える（S29）。

【0098】

つまり、書き換えられたフレームにおいて、送信元MACアドレスは「02:11:11:11:02」（端末A50の仮想MACアドレス）、送信元IPアドレスは「10.0.0.2」（端末A50のIPアドレス）、宛て先MACアドレスは「00:11:11:11:11:03」（端末B60の実MACアドレス）、宛て先IPアドレスは「10.0.0.3」（端末B60のIPアドレス）となる。

20

【0099】

MACアドレス変換部13は、書き換えられたフレームをフレーム送受信部11に出力し、フレーム送受信部11は当該フレームをフロアLAN100側に送信する（S17、18）。

【0100】

レイヤ2スイッチC30は、この送信フレームを受信すると、学習テーブルに、送信元MACアドレス「02:11:11:11:02」（端末A50の仮想MACアドレス）と、接続ポート（「Port1」）を登録し、宛て先MACアドレス（「00:11:11:11:11:03」）の接続するポート（「Port2」）に当該フレームを送信する。

30

【0101】

そして、端末B60は、この送信フレームを受信する（S40、S41で「Y」、S42で「N」、S43）。

【0102】

尚、端末B60から端末A50へのフレームの送信も、本フェーズ3と手順により同様に実現することができる。

40

【0103】

端末A50と端末B60との間のフレームの送受信が完了した後、各レイヤ2スイッチC30、D40における学習テーブルの例を図6（B）及び同図（C）に示し、各端末A50、B60のARPテーブルの例を図7（A）及び同図（B）に示す。

【0104】

このように、本実施例1では、端末A50から端末B60宛てにフレームを送信するときに、仮想MACアドレスを用いて、レイヤ2スイッチC30からセキュリティスイッチ10に転送するようにしているため、セキュリティチェック部12を経由させることができる。従って、フロアLAN100内の端末A50、B60に対してセキュリティの向上を実現したセキュリティスイッチ10を提供できる。

50

【0105】

また、図20(A)と比較しても、全体のネットワーク構成を変えることなく上記機能を実現している。

【0106】

更に、レイヤ2スイッチC30、D40にセキュリティチェック部12を追加させる必要もないため、コストアップに繋がることもなく、工数を増大させることもない。

【実施例2】**【0107】**

次に、実施例2について説明する。本実施例2では、ARPリクエストフレームやARPリプライフレームを使用しないで仮想MACアドレスを作成し、セキュリティの向上を図るようした例である。10

【0108】

図8は、本実施例2におけるセキュリティスイッチ10等の構成例である。実施例1と比較して、バックボーンLAN110側にサーバ120(IPアドレスは「20.0.0.1」)が設置される。また、セキュリティスイッチ10とバックボーンLAN110との間にデフォルトゲートウェイ130(MACアドレスは「00:11:11:11:11:10」)が設置される。それ以外のネットワーク構成例は、実施例1と略同様である。

【0109】

また、端末A50、B60の構成は実施例1と同様で、セキュリティスイッチ10の構成も実施例1と略同様である。20

【0110】

但し、セキュリティスイッチ10のアドレス収集部15は、実施例1と異なり、フロアLAN100側から受信するフレームのヘッダ情報から、送信元IPアドレス及び送信元MACアドレスを抽出し、仮想MACアドレス生成部16に出力する。

【0111】

仮想MACアドレス生成後の処理は、実施例1と同様なので、以下の説明では、フェーズ1(セキュリティスイッチ10によるアドレス収集フェーズ)について説明する。

【0112】

また、説明を容易にするため、端末A50がバックボーンLAN110側のサーバ120に対して、フレームを送信し、セキュリティスイッチ10でアドレス収集して仮想MACアドレスを生成する例で説明する。尚、レイヤ2スイッチC30の学習テーブルには、予め、MACアドレス「00:11:11:11:11:10」(ゲートウェイ130の実MACアドレス)と接続ポート(「Port2」)が登録されているものとする。図9は、本実施例2におけるセキュリティスイッチ10のフローチャートの例を示す図である。図4に示す例と同一の処理には同一の符号を付している。30

【0113】**(フェーズ1)セキュリティスイッチ10によるアドレス収集**

端末A50は、サーバ120にフレームを送信すべく、当該フレームを生成する。フレームの送信元MACアドレスは「00:11:11:11:11:02」(端末A50のMACアドレス)、送信元IPアドレスは「10.0.0.2」(端末A50のIPアドレス)、宛て先IPアドレスは「20.0.0.2」(サーバ120のIPアドレス)、宛て先MACアドレスは「00:11:11:11:10」(ゲートウェイ130のMACアドレス)である。40

【0114】

レイヤ2スイッチC30が、このフレームを受信すると、学習テーブルを参照して、宛て先MACアドレス(「00:11:11:11:11:10」)の接続するポート(「Port2」)に、当該フレームを送信する。

【0115】

セキュリティスイッチ10のフレーム送受信部11が、このフレームを受信する(S10)と、当該フレームをバックボーンLAN110側に転送する。また、当該フレームはフロアLAN100からの受信フレームのため、アドレス収集部15にも複製して転送す50

る。

【0116】

アドレス収集部15は、受信フレームの送信元IPアドレス（端末A50のIPアドレス「10.0.0.2」）及び送信元MACアドレス（端末A50のMACアドレス「00:11:11:11:11:02」）を仮想MACアドレス生成部16に出力する。

【0117】

仮想MACアドレス生成部16は、送信元IPアドレスと送信元MACアドレス（或いはいずれか一方）をキーにして、アドレス対応保持部14を検索する（S50）。この例では、端末A50の仮想MACアドレスは登録されていない（S51で「N」）、仮想MACアドレスを生成する（S52）。

10

【0118】

仮想MACアドレス生成部16は、実施例1と同様に実MACアドレスを基に、仮想MACアドレス（端末A50の仮想MACアドレス「02:11:11:11:11:02」）を生成する。そして、この仮想MACアドレスと、IPアドレス（「10.0.0.2」）、及び実MACアドレス（「00:11:11:11:11:02」）をアドレス対応保持部14に登録する（S53）。

10

【0119】

以上により、セキュリティスイッチ10は、フロアLAN100側からの受信フレームに基づいてアドレスの収集を行い、フロアLAN100内の各端末A50、B60の仮想MACアドレスを生成することができる。以降の処理は、実施例1と同様である。

【0120】

20

この際に、実施例1と比較して、ARPフレーム（リプライ、リクエストの双方）の送受信が行われないため、その分フロアLAN100内に転送されるデータ量を少なくでき、ネットワーク資源の有効活用を図ることができる。

【0121】

また、その後の処理で、例えば端末A50がセキュリティスイッチ10に対してARPリクエストフレームを送信し、その応答フレームを受信することで、端末A50は端末B60の仮想MACアドレスを取得できる（フェーズ2）。

【0122】

更に、その後の処理で、セキュリティスイッチ10が仮想MACアドレスを使用してフレームを送信することで、当該フレームがセキュリティスイッチ10に転送できる（フェーズ3）。従って、本実施例2でも、本実施例1と同様に、ネットワーク構成を変えることなく、セキュリティの向上を図ることのできるセキュリティスイッチ10を提供することができる。

30

【実施例3】

【0123】

次に実施例3について説明する。本実施例3は、セキュリティスイッチ10の同一物理ポート配下の通信では、実施例1等と同様の仮想MACアドレスを用いてセキュリティスイッチ10を経由させ、他の物理ポート配下の通信では、これらの処理を行わないでセキュリティスイッチ10を経由させるようにした例である。

【0124】

図10は、本実施例3におけるネットワークの構成例を示す図である。実施例1等と同一の部分には同一の符号を付している。セキュリティスイッチ10の別の物理ポート（例えば、「Port2」）に端末C70が接続される。

40

【0125】

図11は、セキュリティスイッチ10等の構成例である。実施例1等と略同様であるが、端末接続ポート保持部18が追加されている。

【0126】

端末接続ポート保持部18は、端末の実MACアドレスと接続先の物理ポート情報を保持する。

【0127】

また、アドレス収集部15は、ARPリプライフレームをフレーム送受信部11から受

50

け取ると、当該フレームの受信物理ポート番号と送信元MACアドレスとを端末接続ポート保持部18に登録する。それ以外の機能は、実施例1等と同様である。

【0128】

更に、ARP代理応答部17は、フレーム送受信部11からARPリクエストフレームと共に、受信ポート番号を受け取る。そして、ARP代理応答部17は、宛て先IPアドレスを検索キーにしてアドレス対応保持部14を検索する。更に、その得られた実MACアドレスを検索キーにして端末接続ポート保持部18を検索し、物理ポート番号を得る。得られた物理ポート番号と、フレーム送受信部11からのポート番号とを比較して、受信ポートと同一物理ポート配下か否かを判断する。この判断結果により、受信ポートと同一ポート配下の場合は仮想MACアドレスを応答し、別ポート配下の場合は実MACアドレスを応答する。10

【0129】

尚、フレーム送受信部11は、受信物理ポート番号をアドレス収集部15とARP代理応答部17に出力している。例えば、物理ポートの番号を示す情報がメモリに記憶され、ある物理ポートでフレームを受信すると、その情報をフレームと共に出力している。

【0130】

次に動作を説明する。図12は、本実施例3におけるセキュリティスイッチ10のフローチャートの例を示す図である。実施例1(図4)と同一の処理には同一の符号が付されている。また、各端末A50等の処理は実施例1と同様に図5のフローチャートに従う。実施例1と同様にフェーズ1～フェーズ3の各フェーズについて説明する。20

【0131】

(フェーズ1) セキュリティスイッチ10によるアドレス収集

セキュリティスイッチ10のアドレス収集部15により、ARPリクエストフレームが生成され、当該フレームに対して、端末A50がARPリプライフレームを送信するまでは、実施例1と同様である。

【0132】

この際、レイヤ2スイッチC30、D40で生成される学習テーブルも同様であり、端末B60において受信したARPリクエストフレームを廃棄して応答しない点も実施例1同様である。

【0133】

セキュリティスイッチ10のフレーム送受信部11が、ARPリプライフレームを受信すると(図12のS10)、自装置宛てのリプライフレームのため(S11で「Y」)、当該ARPリプライフレームと受信物理ポート番号(「Port1」)をアドレス収集部15に出力する。30

【0134】

アドレス収集部15は、ARPリプライフレームの送信元IPアドレス(端末A50のIPアドレス「10.0.0.2」)と送信元MACアドレス(「00:11:11:11:11:02」)を仮想MACアドレス生成部16に出力する。

【0135】

また、アドレス収集部15は、送信元MACアドレスと受信物理ポート番号(「Port1」)を端末接続ポート保持部18に出力して、当該情報が保持される(S60)。40

【0136】

仮想MACアドレス生成部16は、送信元IP及びMACアドレス(或いはいずれか一方)を検索キーにしてアドレス対応保持部14を検索するが該当するエントリはみつからない(S12、S13で「N」)ので、仮想MACアドレスを生成する(S14)。

【0137】

仮想MACアドレス生成部16は、実MACアドレスに基づいて、仮想MACアドレス(端末A50の仮想MACアドレス「02:11:11:11:11:02」)を生成する。生成ルールは実施例1と同様である。生成された仮想MACアドレスは、実MACアドレス及びIPアドレスとともにアドレス対応保持部14に登録される(S15)。50

【0138】

以上のようにして、仮想MACアドレスが登録されるとともに、端末接続ポート保持部18には、端末A50のエントリ(MACアドレス「00:11:11:11:11:02」、ポート番号「Port1」)が登録される。

【0139】

上記と同様の手順により、端末接続ポート保持部18には、端末B60のエントリ(MACアドレス「00:11:11:11:11:03」、ポート番号「Port1」)、及び端末C70のエントリ(MACアドレス「00:11:11:11:11:04」、ポート番号「Port2」)も登録される。

【0140】

(フェーズ2) 端末A50の端末B60に対するアドレス解決

10

端末A50がARPリクエストフレームをブロードキャストで送信するのは、実施例1と同様である。異なるのは、当該フレームを受信したセキュリティスイッチ10側の処理(S61～S63)である。

【0141】

即ち、セキュリティスイッチ10のフレーム送受信部11が、ARPリクエストフレームを受信すると(S10)、当該フレームと受信物理ポート番号(「Port1」)をARP代理応答部17に出力する(S11で「N」、S20で「Y」、S21)。

【0142】

ARP代理応答部17は、ARPリクエストフレームの宛て先IPアドレス(端末B60のIPアドレス「10.0.0.3」)でアドレス対応保持部14を検索し(S22)、該当する実MACアドレス「00:11:11:11:11:03」と仮想MACアドレス「02:11:11:11:11:03」を取得する(S23で「Y」)。

20

【0143】

ARP代理応答部17は、得られた実MACアドレスを検索キーにして、端末接続ポート保持部18を検索し(S61)、ポート番号「Port1」を取得する。このポート番号は、フレーム送受信部11からの受信物理ポート番号「Port1」と同一である(S62で「Y」)。

【0144】

つまり、受信したポート(受信物理ポート番号)と、宛て先に送信するポート(ポート番号)とが同一である。従って、同一物理ポート配下の通信と判断できる。よって、実施例1と同様の処理、即ち、仮想MACアドレスを用いた処理(S63以降の処理)を行う。

30

【0145】

この例では、ARP代理応答部17は、ARPリプライフレームを作成し(S63)、当該フレームを「Port1」に送信する(S17)。端末A50は、端末B60の仮想MACアドレスを取得する。

【0146】

(フェーズ2-1) 端末A50から端末C70へのアドレス解決

次の例として、端末A50から端末C70へのアドレス解決について説明する。

【0147】

まず、端末A50は、ARPリクエストフレームをブロードキャストで送信する。このARPリクエストフレームの送信元のMACアドレスとIPアドレスは、端末Aのアドレス(夫々、「00:11:11:11:11:02」、「10.0.0.2」)で、宛て先MACアドレスはブロードキャストアドレス「FF:FF:FF:FF:FF:FF」、宛て先IPアドレスは端末C70のアドレス「10.0.0.4」である。

40

【0148】

レイヤ2スイッチC30、D40は、このARPリクエストフレームを受信すると、ブロードキャストアドレスのため、全ポートに当該フレームを送信する。

【0149】

端末B60は、自装置宛てのフレームではないため、ARPリクエストフレームを廃棄

50

する（S41で「N」、S47）。

【0150】

セキュリティスイッチ10のフレーム送受信部11がこのARPリクエストフレームを受信すると（S10）、ブロードキャストアドレスのため、「Port2」に対して当該フレームを送信する。また、フレーム送受信部11は、受信物理ポート番号「Port1」とARPリクエストフレームとARP代理応答部17に出力する（S11で「N」、S20で「Y」、S21）。

【0151】

ARP代理応答部17は、ARPリクエストフレームの宛て先IPアドレス「10.0.0.4」でアドレス対応保持部14を検索し、該当する実MACアドレス「00:11:11:11:11:04」と仮想MACアドレス「02:11:11:11:11:04」とを取得する（S22、S23で「Y」）。

10

【0152】

そして、ARP代理応答部17は、得られた実MACアドレスを検索キーにして、端末接続ポート保持部18を検索し（S61）、ポート番号「Port2」を取得する。この番号は、受信物路ポート番号「Port1」と異なる番号のため（S62「N」）、実MACアドレスでARPリプライフレームを作成する（S64）。

【0153】

作成されたARPリプライフレームは、送信元を端末C70としたアドレス（実MACアドレス「00:11:11:11:11:04」、IPアドレス「10.0.0.4」）、宛て先を端末A50のアドレス（MACアドレス「00:11:11:11:11:02」、IPアドレス「10.0.0.2」）としたフレームである。送信元のMACアドレスは、仮想MACアドレスではなく、実MACアドレスを用いている。

20

【0154】

フレーム送受信部11は、「Port1」にARPリプライフレームを出力する。

【0155】

レイヤ2スイッチC30が、このARPリプライフレームを受信すると、学習テーブルを参照して、宛て先MACアドレス「00:11:11:11:11:02」の接続するポート「Port1」に当該フレームを送信する。

【0156】

30

端末A50は、ARPリプライフレームを受信し（S40）、端末C70の実MACアドレスを取得する。その後、端末A50は、実MACアドレスを用いて端末C70と通信を行う。その際に、通常のレイヤ2中継により、セキュリティスイッチ10を介して端末A50から端末C70に対して通信が行われる。従って、送信されるフレームはセキュリティスイッチ10のセキュリティチェック部12を経由するため、セキュリティの向上を図ることができる。

【0157】

端末C70から端末A50に対しても同様に処理を行うことで、端末C70は端末A50の実MACアドレスを取得し、当該アドレスを用いて通信を行う。この場合も、同様に、セキュリティスイッチ10を経由してフレームの送受信が行われる。更に、端末B60と端末C70間においても全く同様に処理を行うことができる。

40

【0158】

以上のように、本実施例3では、同一物理ポート配下の通信では実施例1と同様の仮想MACアドレスを用いた処理を行い、異なる物理ポート配下の通信では実施例1の処理を行わず通常のレイヤ2中継を行わせるようにしている。従って、いずれの場合も、フレームがセキュリティチェック部12を経由するため、ネットワーク構成を変えることなく、セキュリティの向上を図ることができる。実施例1の他の作用効果も、本実施例3において奏することができる。

【0159】

本実施例3において、端末接続ポート保持部18には、実MACアドレスが登録される

50

ものとして説明したが、例えば、各端末 A 5 0 等の I P アドレスとポート情報とが登録されるようにしてもよい。各端末 A 5 0 を識別できる識別子であればよい。

【実施例 4】

【0160】

次に、実施例 4 について説明する。

【0161】

上述した各実施例において、端末 A 5 0 等には、セキュリティスイッチ 1 0 からの A R P リクエストフレームのみ、その応答フレーム（ A R P リプライフレーム）を送信するものとして説明した（図 4 の S 4 1 ~ S 4 5 ）。このような機能を有する（ A R P 応答制御部のある）端末を対応端末と称す。一方、このような機能のない（ A R P 応答制御部のない）端末を「非対応端末」と称す。10

【0162】

フロア LAN 1 0 0 内において、非対応端末がレイヤ 2 スイッチ C 3 0 、 D 4 0 の配下に接続された場合、例えば、対応端末である端末 A 5 0 から非対応端末に対して、セキュリティスイッチ 1 0 を経由せずに通信ができてしまう可能性がある。

【0163】

端末 A 5 0 からの A R P リクエストフレームに対して、非対応端末及びセキュリティスイッチ 1 0 の双方が応答し、端末 A 5 0 が非対応端末からの A R P リプライを採用した場合、端末 A 5 0 は非対応端末の実 M A C アドレスを取得できる。従って、非対応端末が端末 A 5 0 の仮想 M A C アドレスを取得できること、並びに、本セキュリティスイッチ 1 0 を経由して仮想 M A C アドレスを利用した通信ができるようになる。20

【0164】

このような事態を防止するため、本実施例 4 では、セキュリティスイッチ 1 0 が非対応端末を検出すると、仮想 M A C アドレスを取得できないようにする。

【0165】

図 1 3 は、本実施例 4 におけるセキュリティスイッチ 1 0 と、端末 B 6 0 の構成例である。実施例 1（図 2 ）と比較して、非対応端末検出部 1 9 が付加される。

【0166】

非対応端末検出部 1 9 は、アドレス対応保持部 1 4 に登録されている実 M A C アドレスに対して、装置自身のアドレスとは異なる送信元アドレスで A R P リクエストフレームを作成し、フレーム送受信部 1 1 に出力する。30

【0167】

上述したように、対応端末には、セキュリティスイッチ 1 0 からの A R P リクエストフレームについてのみ、 A R P リプライフレームを生成する機能がある。従って、セキュリティスイッチ 1 0 でない送信元のアドレスで A R P リクエストフレームを有する端末に送信し、 A R P リプライフレームが返信された場合、当該端末は非対応端末と判断できる。一方、 A R P リプライフレームが返信されない場合、当該端末は対応端末と判断できる。

【0168】

非対応端末検出部 1 9 は、このような判断結果に基づいて、非対応端末が対応端末か否かを示すフラグ情報をアドレス対応保持部 1 4 に登録する。例えば、アドレス対応保持部 1 4 には、対応端末は「 1 」、対応端末は「 0 」を記録する対応端末識別フィールドが追加される。40

【0169】

尚、 A R P 代理応答部 1 7 は、アドレス対応保持部 1 4 を検索した結果が非対応端末であったとき、 A R P リプライフレームを生成しないようにする。それ以外は、実施例 1 と同様である。

【0170】

図 1 4 は、本実施例 4 におけるセキュリティスイッチ 1 0 のフローチャートの例である。ネットワーク構成は、実施例 3（図 1 0 ）の例で説明する。端末 C 7 0 を検査対象の端末とする。50

【0171】

まず、非対応端末検出部19は、タイマ割り込み処理(S80)により、アドレス対応保持部14を読み込み、検査対象の宛て先IPアドレスを取得する(S81)。そして、タイマをセットし(例えば、「4」秒)(S82)、送信元がセキュリティスイッチ10ではないARPリクエストフレームを作成する(S83)。

【0172】

例えば、送信元MACアドレスを「00:11:11:11:11:99」、送信元IPアドレスを「10.0.0.99」とする。セキュリティスイッチ10以外の送信元アドレスを示し、かつ、他のフロアLAN100内の装置で使用されないアドレスであればよい。宛て先MACアドレスは「FF:FF:FF:FF:FF:FF」、宛て先IPアドレスは「10.0.4」(端末C70のIPアドレス)である。10

【0173】

そして、フレーム送受信部11から当該フレームが送信される(S17、S18)。

【0174】

端末C70が、対応端末であれば、送信元のIPアドレス(又はMACアドレス)がセキュリティスイッチ10のものでないため、応答フレームを作成しない。非対応端末であれば、ARPリクエストフレームに対して応答するため、ARPリプライフレームを送信する。

【0175】

図15は、セキュリティスイッチ10における非対応端末を識別するためのフローチャートの例である。20

【0176】

非対応端末検出部19は、「4」秒経過しても(S90)、ARPリプライフレームを受信しないとき(S91で「Y」)、アドレス対応保持部14に対応端末として記録する(S92)。

【0177】

一方、ARPリプライフレームを受信したとき(S91で「N」)、処理は図14のS10に移行し、他装置宛て(送信元MACアドレスが「00:11:11:11:11:99」、送信元IPアドレスが「10.0.0.99」)のARPリプライフレームか否かを判断する(S70)。30

【0178】

他装置宛てのARPリプライフレームであれば(S70で「Y」)、非対応端末検出部19は、アドレス対応保持部14に、検査対象の端末が非対応端末であるとして記録する(S71)。

【0179】

図16は、アドレス対応保持部14に記憶されたテーブルの例である。端末C70が非対応端末として記録された例である。

【0180】

また、仮想MACアドレス取得のため、端末C70が各フロア端末宛てのARPリクエストフレームを送信したとき(S20で「Y」)、ARP代理応答部17は、対応端末の場合のみ、ARPリプライフレームを生成する(S72で「Y」、S24)。対応端末でないと(S72で「N」)、受信したARPリクエストフレームを廃棄し(S16)、ARPリプライフレームを生成しない。40

【0181】

これにより、非対応端末では、仮想MACアドレスを取得できないため、非対応端末から対応端末への通信を行うことができずに、通信を遮断できる。従って、セキュリティの脅威になるような端末がフロアLAN100に接続されて、ワーム等の感染がフロアLAN100内の他の端末に感染されることを防止できる。

【0182】

それ以外の処理は、実施例1と同様である。従って、本実施例4においても、ネットワークの構成を変えることなく、セキュリティの向上を図るセキュリティスイッチ10を提50

供することができる。

【実施例 5】

【0183】

次に、実施例 5について説明する。本実施例 5は、他の端末が同一のIPアドレスを使用しているかをチェックすることで、端末のIPアドレスの変更や、設定ミス等によるIPアドレスの重複を防止するようにした例である。

【0184】

図17は本実施例 5におけるセキュリティスイッチ10等の構成例を示し、図18は本実施例 5におけるセキュリティスイッチ10のフローチャートの例を示す。

【0185】

10

図17に示すように、本実施例 5のセキュリティスイッチ10は、実施例 1(図2)に対して、ARP応答判断部20が付加される。

【0186】

ARP応答判断部20は、端末A50等から送信されたGratutious ARPフレームと呼ばれるARPリクエストフレームに対して、返答の有無を判断する。Gratutious ARPフレームとは、端末A50等のIPアドレスが変更された場合、変更後のIPアドレスが、ARPリクエストフレームの送信元IPアドレスと宛て先IPアドレスの双方のフィールドに格納されたフレームである。

【0187】

20

ARP応答判断部20は、ARP代理応答部17よりGratutious ARPフレームを受け取ると、送信元IPアドレスと宛て先IPアドレスとが同じ場合、該アドレスを検索キーにしてアドレス対応保持部14を検索する。

【0188】

検索した結果得られた実MACアドレスと、Gratutious ARPフレーム内の送信元MACアドレスとが同じ場合、ARP代理応答部17に対して非応答指示を出力する。それ以外の場合は、応答指示を出力する。

【0189】

30

アドレス対応保持部14には、送信元IPアドレスと送信元MACアドレスの組が登録、或いは、実施例 1の(フェーズ1)が実行されていなければこれらの組は未登録となっている。Gratutious ARPフレームの送信元IPアドレスがアドレス対応保持部14に登録され、当該IPアドレスに対応する送信元MACアドレスが登録されていなければ、そのIPアドレスは他の端末のIPアドレスとして登録されていることになる。つまり、アドレスの重複が生じている。

【0190】

かかる場合に、セキュリティスイッチ10は当該フレームを送信した端末A50等に対して、アドレスの重複が発生していることを通知する必要がある。本実施例 5では、IPアドレスの重複が発生すると、端末A50等に対してARPリプライフレームを送信し、重複が発生していかなければかかるフレームを送信しないようにする。これにより、Gratutious ARPフレームを送信した端末A50等は、IPアドレスの重複をチェックできる。

40

【0191】

尚、ARP代理応答部17は、フレーム送受信部11からGratutious ARPフレームを受け取ると、当該フレームをARP応答判断部20に出力する。ARP応答判断部20から応答指示が入力されたときのみ、ARPリプライフレームを作成する。

【0192】

例えば、端末A50がIPアドレスの変更等を行い、Gratutious ARPフレームを送信する場合で考える。

【0193】

送信元MACアドレスは端末A50のMACアドレス(「00:11:11:11:11:02」)、送信元IPアドレスと宛て先IPアドレスは双方とも端末A50のIPアドレス(「10.0.0

50

.2」)、宛て先MACアドレスはブロードキャストアドレス(「FF:FF:FF:FF:FF:FF」)とする。

【0194】

セキュリティスイッチ10のフレーム送受信部11が当該フレームを受信すると(S10)、ARP代理応答部17に転送する(S11で「N」、S20で「Y」、S21)。

【0195】

ARP代理応答部17は、宛て先IPアドレス(「10.0.0.2」)でアドレス対応保持部14を検索し(S22)、該当する仮想MACアドレス(「02:11:11:11:11:02」)を取得する(S23で「Y」)。また、ARP代理応答部17は、Gratutious ARPフレームをARP応答判断部20に出力する。

10

【0196】

ARP応答判断部20は、当該フレームの送信元IPアドレスと宛て先IPアドレスとは同じため、アドレス対応保持部14を検索する(S100)。検索により、該当する実MACアドレス(「00:11:11:11:11:02」)を取得する。

【0197】

この取得した実MACアドレスと、Gratutious ARPフレーム中のMACアドレス(「00:11:11:11:11:02」)とは同一のため(S101で「Y」)、ARP応答判断部20はARP代理応答部17に対して非応答指示を出力する。

【0198】

ARP代理応答部17は、非応答指示を受けると、受信したGratutious ARPフレームを廃棄する(S16)。これにより、ARPリプライフレームが端末A50に送信されず、端末A50はGratutious ARPフレーム中のIPアドレス(変更後のIPアドレス)は他の端末で使用されていないことを把握できる。

20

【0199】

一方、端末B60が端末A50のIPアドレス(「10.0.0.2」)を送信元及び宛て先IPアドレスとしたGratutious ARPフレームを送信したとき、送信元MACアドレスは「00:11:11:11:11:03」であり、アドレス対応保持部14から取得したMACアドレスは「00:11:11:11:11:02」となる。この場合、異なる値のため、応答指示が出力される。端末B60では、ARPリプライフレームが返信されるため、当該IPアドレス(「10.0.0.2」)は他の端末(端末A50)で使用中であり、アドレスの重複が発生していることを把握できる。

30

【0200】

その後、実施例1と同様の処理を行うことで、ネットワーク構成を変えることなく、セキュリティの向上を図るセキュリティスイッチ10を提供することができる。

【実施例6】

【0201】

次に実施例6について説明する。本実施例6では、各端末A50等に記憶されるARPテーブルについて、その更新による不具合を是正した例である。

【0202】

実施例1等で説明したように、各端末A50等には、他の端末に対してのMACアドレス(仮想MACアドレス又は実MACアドレス)とIPアドレスの組を記憶したARPテーブルがある。

40

【0203】

このARPテーブルは、端末A50からのARPリクエストフレームを受信するごとに、ARPテーブルのエントリを確認し、端末A50のエントリが存在した場合はエントリを更新し、エントリが存在しない場合はARPテーブルに対して何も行わない。

【0204】

例えば、図10のようなネットワーク構成を考える。仮想MACアドレス取得のため(実施例1におけるフェーズ2)、端末A50が端末C70に対してARPリクエストフレームを送信する。当該フレームの送信元アドレスは、端末A50のIP及び実MACアド

50

レスである。

【0205】

端末B60は、ARPテーブルに端末A50のIPアドレスが存在すれば、当該フレームを受信する。実施例1等で説明したように、当該フレームは自装置宛てのフレームではないため、当該フレームを廃棄する(S41で「N」、S47)。

【0206】

しかし、図19に示すように、ARPテーブル63に端末A50のIPアドレスが存在すれば、端末側フレーム送受信部61は、対応する仮想MACアドレスを端末A50の実MACアドレスに書き換えてしまう。この実MACアドレスへの書き換えにより、端末B60は端末A50の実MACアドレスを取得することになるため、セキュリティスイッチ10を経由せずに直接通信を行うことができる。10

【0207】

そこで、本実施例6では、このような事態を防止するため、各端末から仮想MACアドレス取得のため、ARPリクエストフレームを送信するときに、送信元IPアドレスを自身以外のIPアドレス(送信元MACアドレスは自身のMACアドレス)としたARPリクエストフレームを送信する。

【0208】

この場合、他の端末では、ARPテーブル63にかかるIPアドレスのエントリが登録されていないため、当該フレームを受信することはない。よって、ARPテーブル63の仮想MACアドレスが実MACアドレスに書き換わることがないため、各端末から送信されたフレームは、セキュリティスイッチ10を経由することができる。従って、より高いセキュリティを確保できる。20

【0209】

端末A50の構成自体は、例えば実施例1(図2)同様で、フレームを送信するときに端末側フレーム送受信部が自身のIPアドレス以外のアドレスを当該フレームに格納して送信するようにすればよい。

【0210】

尚、ARPリクエストフレームに格納する自身以外の送信元IPアドレスの例としては、同一サブネット内で端末に割り当てていないIPアドレス(例えば、図10の例では、「10.0.5」～「10.0.0.256」など)を利用すればよい。30

【0211】

このとき、本実施例6を実施例5のGratuitous ARPフレームに利用した場合、送信元IPアドレスと宛て先IPアドレスとは異なるフレームとなる。ARP応答制御部62は、送信元IPアドレスがかかる特殊なIPアドレスであること、又は、Gratuitous ARPフレームであることを示す宛て先IPアドレスと送信元アドレスの組がARP応答制御部62に登録されていることをチェックして、当該フレームの識別を行う。

【0212】

勿論、本実施例6は、上述した実施例1等を実施することが可能であり、実施例1等と同様の作用効果を奏する。40

【実施例7】

【0213】

次に実施例7について説明する。本実施例7はログ採取についての例である。上述した実施例1乃至6のいずれにおいても実施可能である。

【0214】

図20は、本実施例7におけるネットワーク構成例である。端末A50、B60間で行われる通信のログをセキュリティスイッチ10で採取、又は、ログ採取用端末90で採取するようにしている。それ以外の構成は、実施例1等と同様である。

【0215】

ログをセキュリティスイッチ10で採取する場合は、セキュリティスイッチ10内に記

50

憶装置（ハードディスク又はメモリなど）を搭載し、セキュリティスイッチ10が受信するフレームのログを記憶装置に記憶する。

【0216】

ログをログ採取用端末90で採取する場合は、セキュリティスイッチ10の特定ポートにログ採取用端末90（図20中、点線枠内）を接続し、セキュリティスイッチ10がフレームを受信すると当該ポートにそのフレームをコピーし、ログ採取用端末90がセキュリティスイッチ10から転送されるフレームのログを採取する。

【0217】

例えば、実施例1の（フェーズ3）により、端末A50、B60間で行われる通信ではセキュリティスイッチ10を経由する経路が確立されているため、かかるログを採取することができる。

10

【0218】

図21は、セキュリティスイッチ10又はログ採取用端末90において採取したログの例を示す図である。例えば、端末A50（「10.0.0.2」）から端末B60（「10.0.0.3」）にtelnet通信を行ったときの、「tcpdump」というツールを使用したログデータの例である。4フレーム分のログデータの例である。このようなログデータが、セキュリティスイッチ10の記憶装置やログ採取用端末90に記録される。

【0219】

図22及び図23は、ログ採取を含めたセキュリティスイッチ10におけるフローチャートの例である。

20

【0220】

図22は、セキュリティチェックを行わずログの採取のみ行う場合の例を示し、図23はセキュリティチェックもログの採取も両方行う場合の例を示す。

【0221】

図22に示すように、受信したフレームが自装置宛てのARPリプライフレームではなく（図22のS11で「N」）、ARPリクエストフレームでもない（S20で「N」）と、セキュリティスイッチ10は、トラフィックログの採取を行う（S120）。例えば、セキュリティスイッチ10の記憶装置に記憶されたり、ログ採取用端末90に転送される。その後の処理は、実施例1等と同様である。

【0222】

30

一方、セキュリティチェックもログの採取も行う場合、図23に示すように、セキュリティスイッチ10はログの採取を行い（S120）、その後、正常フレームの確認（S25）を行う。その後の処理は実施例1等を同様である。

【0223】

このように、本実施例7では、端末A50、B60間で送信されるフレームのログを、セキュリティスイッチ10又はログ採取用端末90で採取することができる。実施例1等も実施できるため、実施例1等と同様の作用効果も奏する。

【0224】

以上まとめると付記のようになる。

【0225】

40

（付記1）

同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続された中継装置において、

前記端末ごとに、前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを保持するアドレス対応保持部と、

前記端末から前記仮想MACアドレスの取得を求める第1のARPリクエストフレームを受信したときに、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを前記アドレス対応保持部から読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答する代理応答部と、

前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACア

50

ドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答するMACアドレス変換部と、

を備えることを特徴とする中継装置。

【0226】

(付記2)

更に、前記レイヤ2スイッチを介して接続された前記端末の全てに対して、第2のARPリクエストフレームを定期的に送信し、前記第2のARPリクエストフレームに対する応答フレームにより、前記端末のIPアドレスとMACアドレスの対応を収集するアドレス収集部と、

収集された前記IPアドレスと前記MACアドレスに対して、前記仮想MACアドレスを割り当てる仮想MACアドレス生成部とを備え。10

前記仮想MACアドレス生成部は、割り当てた前記仮想MACアドレスと、前記IPアドレス、及び前記MACアドレスを前記アドレス対応保持部に登録することを特徴とする付記1記載の中継装置。

【0227】

(付記3)

更に、前記端末から送信された第3のフレームを受信し、前記第3のフレームから前記端末のIPアドレスとMACアドレスの対応を収集するアドレス収集部と、

収集された前記IPアドレスと前記MACアドレスに対して、前記仮想MACアドレスを割り当てる仮想MACアドレス生成部とを備え。20

前記仮想MACアドレス生成部は、割り当てた前記仮想MACアドレスと、前記IPアドレス、及び前記MACアドレスを前記アドレス対応保持部に登録することを特徴とする付記1記載の中継装置。

【0228】

(付記4)

更に、接続先の物理ポート情報を保持する端末接続ポート保持部を備え、

前記代理応答部は、前記第1のARPリクエストフレームを受信したとき、前記物理ポート情報に基づいて同一物理ポート配下の通信と判断したときは前記仮想MACアドレスを応答し、別物理ポート配下の通信と判断したときは前記実MACアドレスを応答することを特徴とする付記1記載の中継装置。30

【0229】

(付記5)

更に、前記中継装置のアドレスとは異なる送信元アドレスで第3のARPリクエストフレームを送信する非対応端末検出部を備え、

前記非対応端末検出部は、前記第3のARPリクエストフレームに対する応答フレームに基づいて、前記第3のARPリクエストフレームを送信した前記端末が、前記中継装置を送信元アドレスとした前記第1のARPリクエストフレームのみ応答する対応端末か否か、を特定することを特徴とする付記1記載の中継装置。

【0230】

(付記6)

更に、前記端末から送信された、送信元と宛て先のIPアドレスが同一の第4のARPリクエストフレームを受信したとき、前記IPアドレスの重複を判断する応答判断部を備え、

前記応答代理部は、前記応答判断部の判断結果に応じて前記第4のARPフレームに対して応答する又は応答しないことを特徴とする付記1記載の中継装置。

【0231】

(付記7)

更に、前記端末間で送受信される前記第1のフレームのログを採取するログ採取部を備えることを特徴とする付記1記載の中継装置。

【0232】

50

20

30

40

50

(付記 8)

前記レイヤ2スイッチには、前記第1のARPリクエストフレームに対する応答フレームが前記中継装置から前記端末に送信されるときに前記応答フレームに含まれる前記仮想MACアドレスと接続ポート情報とが格納される学習テーブルを保持し、

前記第1のフレームが前記端末から送信されるときに前記学習テーブルを参照して当該第1のフレームが前記中継装置に送信されることを特徴とする付記1記載の中継装置。

【0233】

(付記 9)

更に、前記第1のフレームのセキュリティに問題があるときは当該第1のフレームを廃棄し、問題がないときは当該第1のフレームを前記MACアドレス変換部に出力するセキュリティチェック部を備え、

前記MACアドレス変換部は、正常な前記第1のフレームに対して前記MACアドレスの変換を行うことを特徴とする付記1記載の中継装置。

【0234】

(付記 10)

前記仮想MACアドレス生成部は、収集した前記IPアドレスと前記MACアドレスとから前記アドレス対応保持部を検索し、前記IPアドレスと前記MACアドレスに対応する前記仮想MACアドレスが前記アドレス対応保持部に登録されていないときに前記仮想MACアドレスを割り当てる特徴とする付記2記載の中継装置。

【0235】

(付記 11)

前記代理応答部は、前記物理ポート情報と前記第1のARPリクエストフレームを受信した前記中継装置のポート番号とを比較し、一致するときは前記同一物理ポート配下の通信と判断し、そうでないときは前記別物理ポート配下の通信と判断することを特徴とする付記4記載の中継装置。

【0236】

(付記 12)

前記非対応端末検出部は、前記第3のARPフレームに対する応答フレームを前記端末から受信しないとき前記端末は前記対応端末として特定し、前記応答フレームを受信したとき前記端末は前記対応端末ではない端末として特定することを特徴とする付記5記載の中継装置。

【0237】

(付記 13)

前記応答判断部は、前記第4のARPリクエストフレームを前記端末から受信したとき、前記第4のARPリクエストフレームの送信元IPアドレスを検索キーに前記アドレス対応保持部を検索し、前記送信元IPアドレスに対応する前記実MACアドレスが登録されていなければ前記送信元IPアドレスは重複していると判断し、

前記応答代理部は、前記重複している判断結果を得たとき、前記端末に対して応答することを特徴とする付記6記載の中継装置。

【0238】

(付記 14)

中継装置の同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続されたネットワークシステムにおいて、

前記中継装置には、

前記端末ごとに、前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを保持するアドレス対応保持部と、

前記端末から前記仮想MACアドレスの取得を求める第1のARPリクエストフレームを受信したときに、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを前記アドレス対応保持部から読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答する代理応答部と、

10

20

30

40

50

前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答するMACアドレス変換部とを備え、

前記端末には、前記中継装置からの応答フレームに対してのみ応答する応答制御部を備える、

ことを特徴とするネットワークシステム。

【0239】

(付記15)

同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続された中継装置に対する経路制御方法において、

前記端末から第1のARPリプライフレームを受信し、

前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを前記端末ごとに保持するアドレス対応保持部から、受信した前記第1のARPリプライフレームに基づいて、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答し、

前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答する、

ことを特徴とする経路制御方法。

【0240】

(付記16)

同一物理ポート配下に单一又は複数のレイヤ2スイッチが接続され、更に当該レイヤ2スイッチの配下に单一又は複数の端末が接続された中継装置に対する経路制御プログラムにおいて、

前記端末から第1のARPリプライフレームを受信する処理と、

前記端末のIPアドレスと実MACアドレス、及び仮想的なMACアドレスである仮想MACアドレスとを前記端末ごとに保持するアドレス対応保持部から、対応する前記端末の前記仮想MACアドレスを読み出して、前記仮想MACアドレスを前記端末に応答する処理と、

前記端末間で前記仮想MACアドレス宛ての第1のフレームが送受信されるとき、前記第1のフレームを受信して、前記第1のフレームのMACアドレスについて仮想MACアドレスと実MACアドレスの変換を行い、変換後の第2のフレームを応答する処理と、

をコンピュータに実行させることを特徴とする経路制御プログラム。

【図面の簡単な説明】

【0241】

【図1】ネットワークの構成例を示す図である。

【図2】セキュリティスイッチ等の構成例を示す図である。

【図3】MACフレームの構成例を示す図である。

【図4】セキュリティスイッチで実行されるフローチャートの例である。

【図5】各端末で実行されるフローチャートの例である。

【図6】図6(A)はアドレス対応保持部の構成例、同図(B)はレイヤ2スイッチC(L2SW_C)の学習テーブルの例、同図(C)はレイヤ2スイッチD(L2SW_D)の学習テーブルの例を示す図である。

【図7】図7(A)は端末AのARPテーブルの例、同図(B)は端末BのARPテーブルの例を示す図である。

【図8】セキュリティスイッチ等の他の構成例を示す図である。

【図9】セキュリティスイッチで実行される他のフローチャートの例である。

【図10】ネットワークの他の構成例を示す図である。

10

20

30

40

50

- 【図11】セキュリティスイッチ等の他の構成例を示す図である。
 【図12】セキュリティスイッチで実行される他のフローチャートの例である。
 【図13】セキュリティスイッチ等の他の構成例を示す図である。
 【図14】セキュリティスイッチで実行される他のフローチャートの例である。
 【図15】セキュリティスイッチで実行される他のフローチャートの例である。
 【図16】アドレス対応保持部の他の構成例を示す図である。
 【図17】セキュリティスイッチ等の他の構成例を示す図である。
 【図18】セキュリティスイッチで実行される他のフローチャートの例である。
 【図19】端末Bの他の構成例を示す図である。

【図20】ネットワークの他の構成例を示す図である。 10

- 【図21】ログの例を示す図である。

【図22】セキュリティスイッチで実行される他のフローチャートの例である。

【図23】セキュリティスイッチで実行される他のフローチャートの例である。

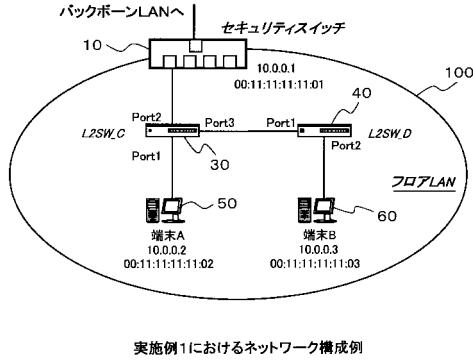
【図24】図24(A)は従来におけるARP通信の例、同図(B)は従来のフロア内通信の例を示す図である。

【符号の説明】

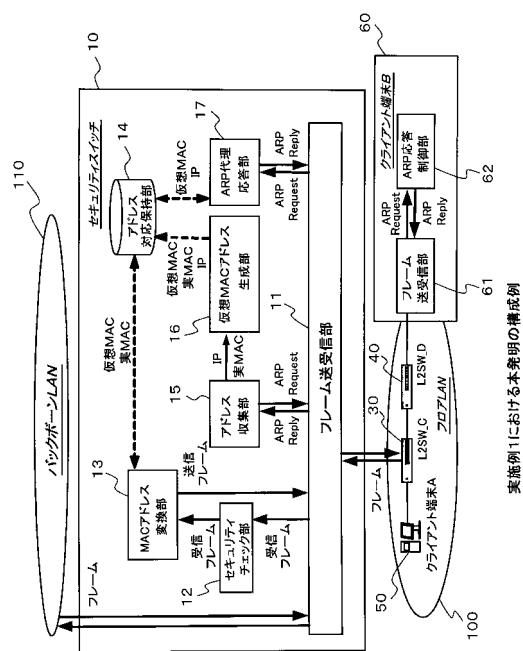
【0242】

- | | | |
|-----|-------------------|----|
| 10 | セキュリティスイッチ | |
| 11 | フレーム送受信部 | |
| 12 | セキュリティチェック部 | 20 |
| 13 | MACアドレス変換部 | |
| 14 | アドレス対応保持部 | |
| 15 | アドレス収集部 | |
| 16 | 仮想MACアドレス生成部 | |
| 17 | ARP代理応答部 | |
| 18 | 端末接続ポート保持部 | |
| 19 | 非対応端末検出部 | |
| 20 | ARP応答判断部 | |
| 30 | レイヤ2スイッチC(L2SW_C) | |
| 40 | レイヤ2スイッチD(L2SW_D) | 30 |
| 50 | クライアント端末A | |
| 60 | クライアント端末B | |
| 61 | 端末側フレーム送受信部 | |
| 62 | ARP応答制御部 | |
| 63 | ARPテーブル | |
| 70 | クライアント端末C | |
| 90 | ログ採取用端末 | |
| 100 | フロアLAN | |
| 110 | バックボーンLAN | |

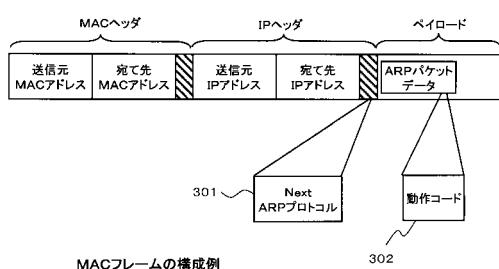
【図1】



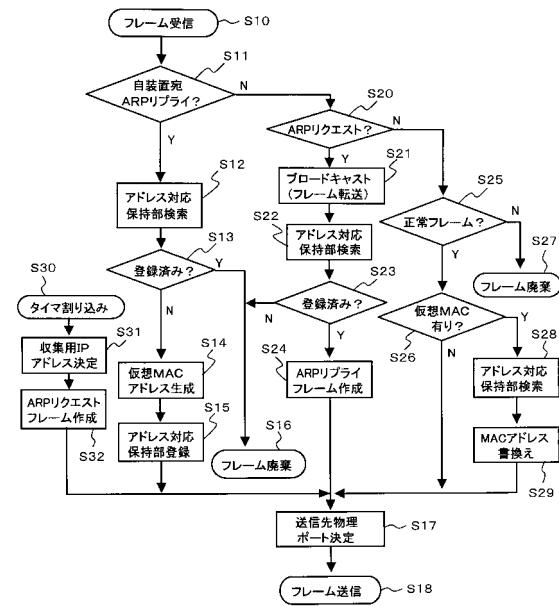
【図2】



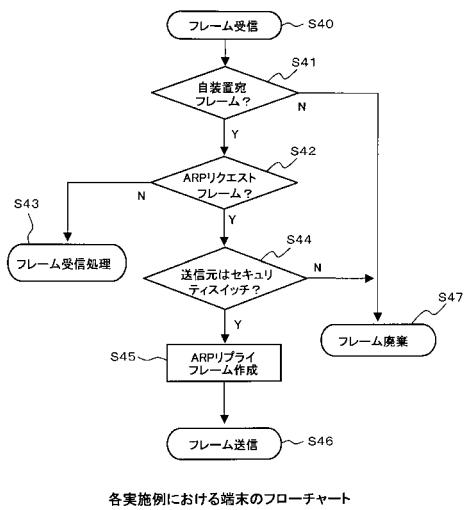
【図3】



【図4】



【図5】



【図6】

| IPアドレス | 仮想MACアドレス | 実MACアドレス |
|----------|----------------|----------------|
| 10.0.0.2 | 02:11:11:11:02 | 00:11:11:11:02 |
| 10.0.0.3 | 02:11:11:11:03 | 00:11:11:11:03 |

(A) アドレス対応保持部の構成例

| MACアドレス | Port番号 |
|----------------|--------|
| 00:11:11:11:02 | Port1 |
| 02:11:11:11:02 | Port2 |
| 02:11:11:11:03 | Port3 |
| 00:11:11:11:03 | Port4 |

(B) L2SW_Cの学習テーブルの例

| MACアドレス | Port番号 |
|----------------|--------|
| 00:11:11:11:02 | Port1 |
| 02:11:11:11:02 | Port1 |
| 02:11:11:11:03 | Port1 |
| 00:11:11:11:03 | Port3 |

(C) L2SW_Dの学習テーブルの例

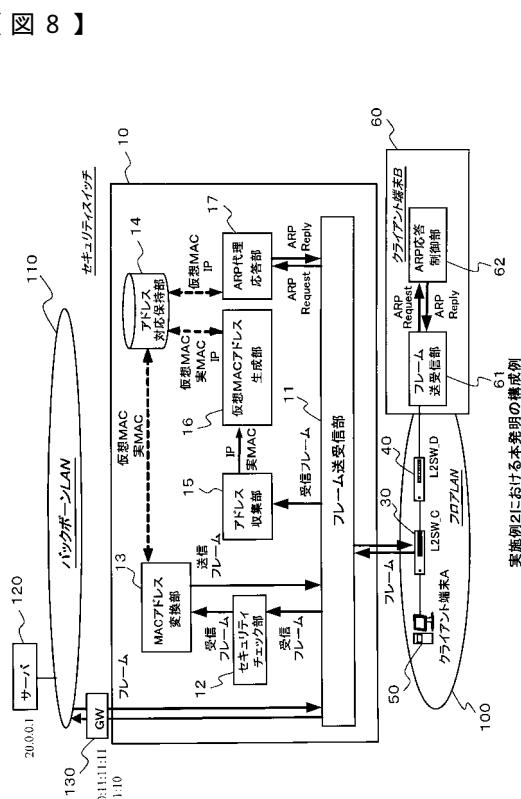
【図7】

| IPアドレス | MACアドレス |
|----------|----------------|
| 10.0.0.3 | 02:11:11:11:03 |

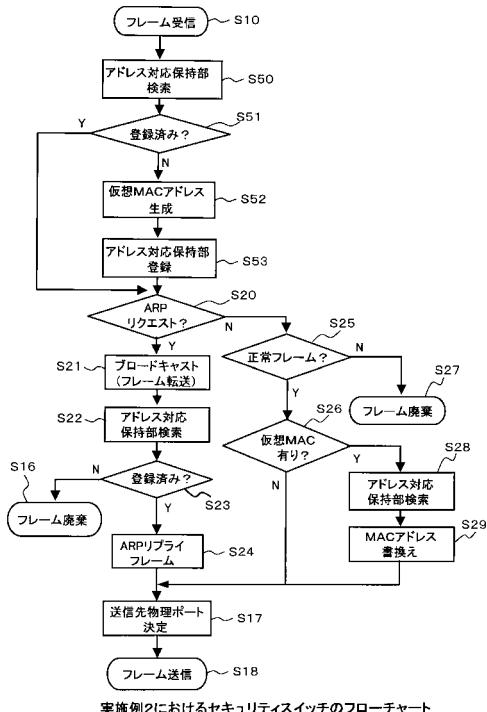
(A) 端末AのARPテーブルの例

| IPアドレス | MACアドレス |
|----------|----------------|
| 10.0.0.2 | 02:11:11:11:02 |

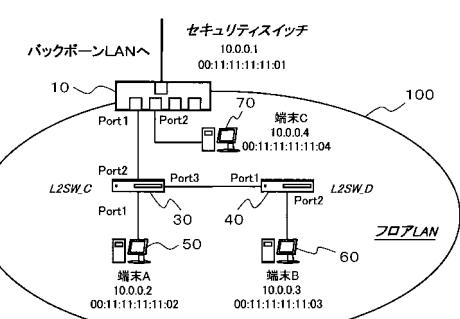
(B) 端末BのARPテーブルの例



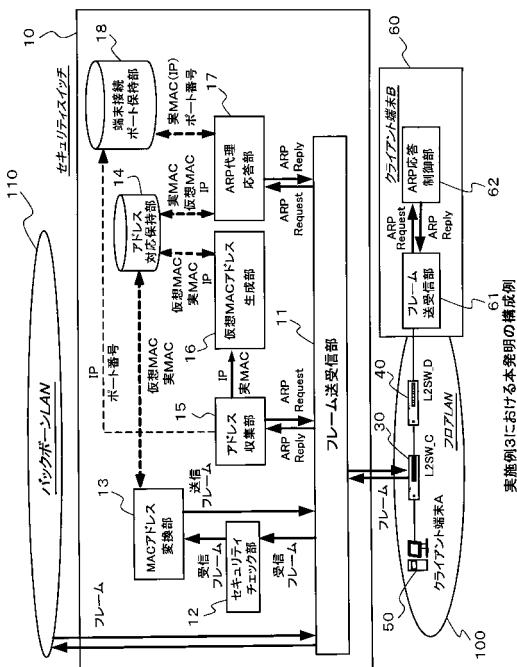
【図9】



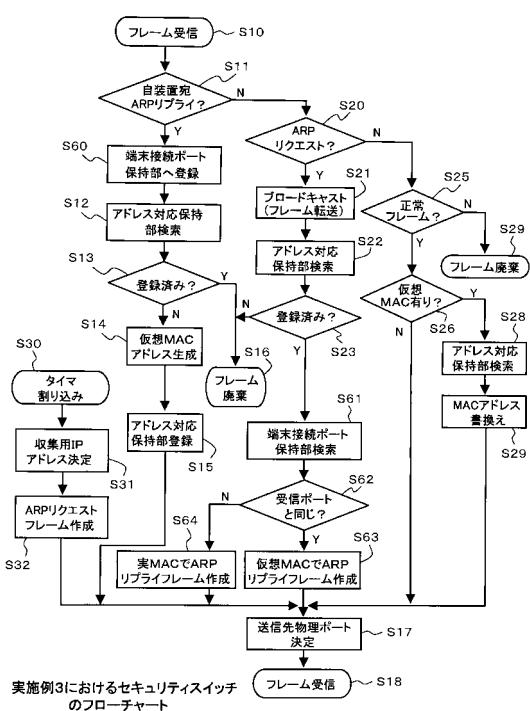
【図10】



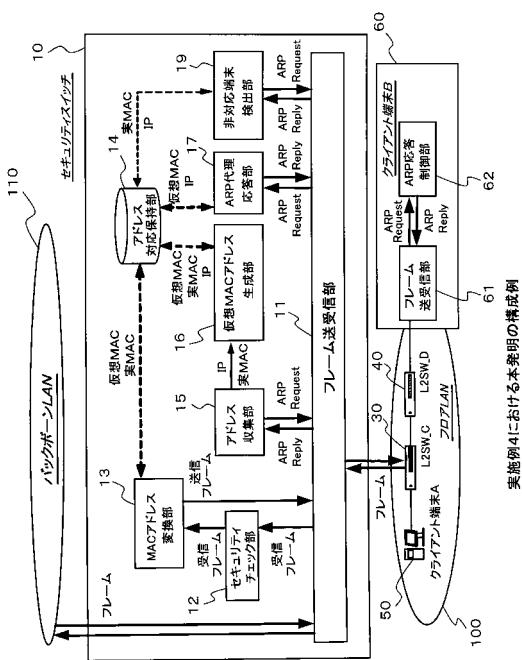
【図11】



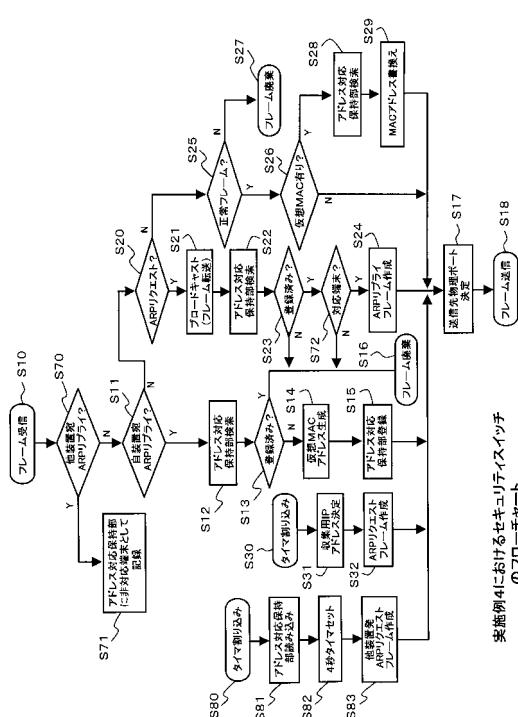
【図12】



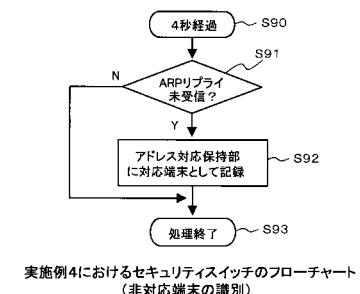
【図13】



【図14】



【図15】

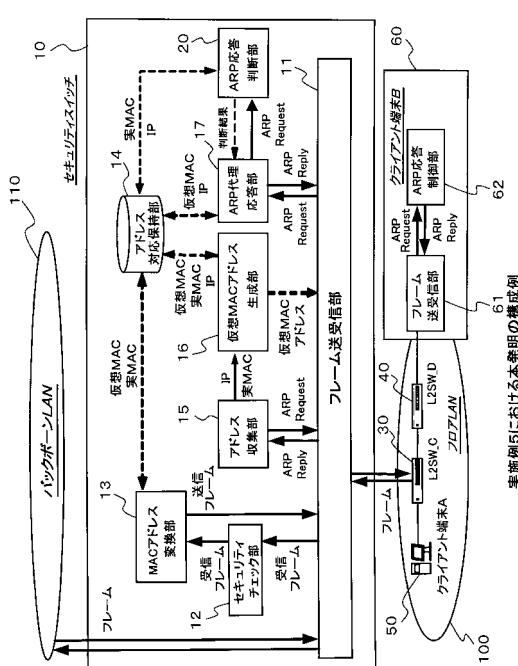


【図16】

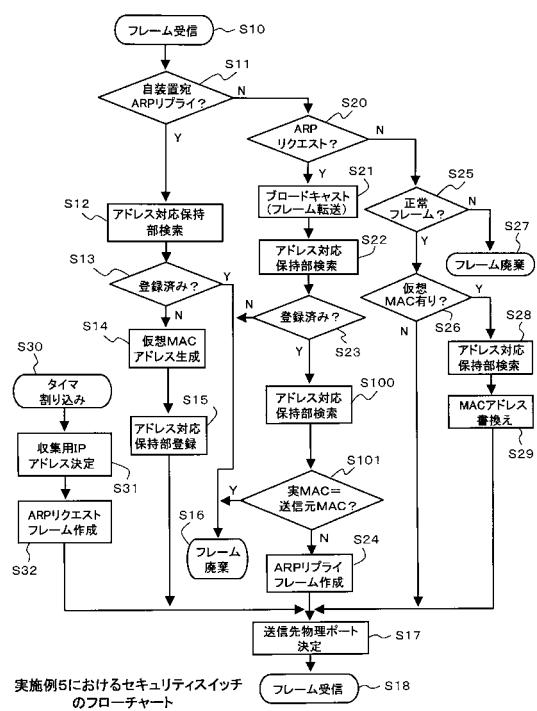
| 対応端末 | IPアドレス | 仮想MACアドレス | 実MACアドレス |
|------|----------|----------------|----------------|
| 1 | 10.0.0.2 | 02:11:11:11:02 | 00:11:11:11:02 |
| 1 | 10.0.0.3 | 02:11:11:11:03 | 00:11:11:11:03 |
| 0 | 10.0.0.4 | 02:11:11:11:04 | 00:11:11:11:04 |

実施例4におけるアドレス対応保持部の構成例

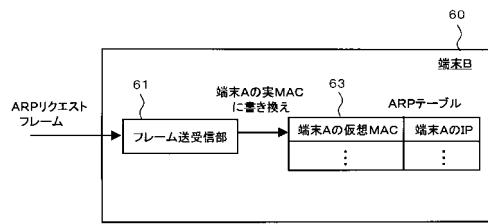
【図17】



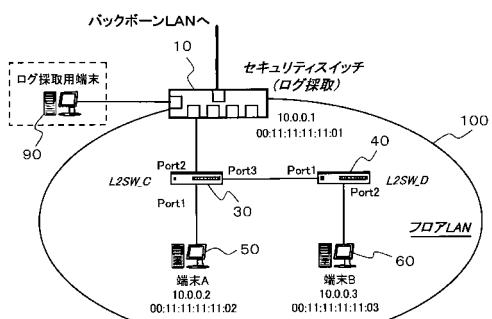
【図18】



【図19】

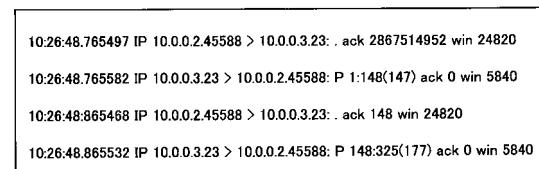


【図20】

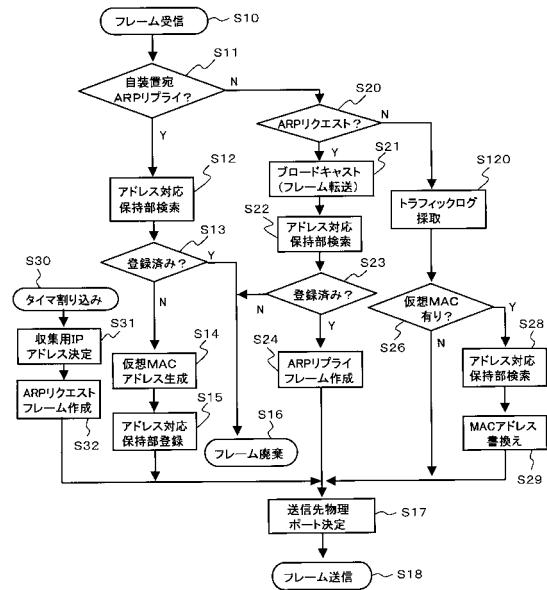


実施例7におけるネットワーク構成例

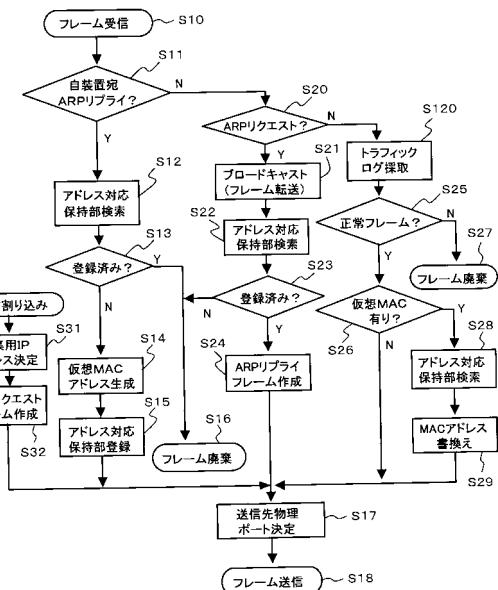
【図21】



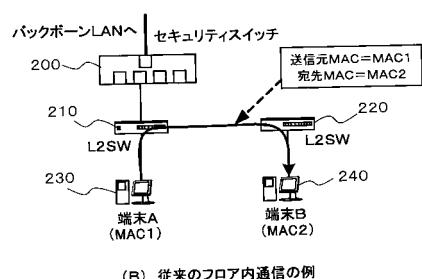
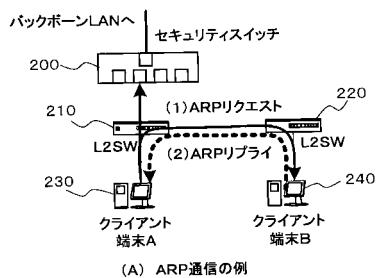
【図22】



【図23】



【図24】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2003-318934(JP,A)
特開2002-232448(JP,A)
特開平06-318945(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04L 12/44
H04L 12/46